



とくしま協働の森づくり事業

case 6 徳島県

“OUR（あわ）の水”を未来へ紡ぐ

県民総ぐるみで流域水管理を推進

近年、人口構造の変化や気候変動等の多様な要因が河川流域の水循環に変化を生じさせ、更に深刻な水災害の発生が懸念されています。そこで、徳島県では2016年に「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」を制定、またこの条例に基づき「とくしま流域水管理計画」を2018年に策定しました。

計画の推進にあたっては、県民総ぐるみで取り組むために、協議会、委員会、懇談会など多様な会議体からなる「未来へ紡ぐOUR（あわ）の水会議」を設置し、県民、事業者、教育機関、行政等の多様な主体がメンバーとなり、連携強化を図っています。

また、多様な主体と連携した取組を推進するための体制づくりについても、既存の制度や施策も活用し、地域の特徴を生かした様々な事業を展開しています。



これまでの取組

2001.9

「徳島OURLリバーアドプト事業」
発足

2009.4

「徳島県地球温暖化対策推進条例」
「徳島県食料・農林水産業・農山漁
村基本条例」

2009.6

「とくしま協働の森づくり事業」発足

2011

「かわ普請事業」発足

2016.12

「徳島県治水及び利水等流域に
おける水管理条例」制定

2017.7

「利水サポート団体認定制度」発足

2017.12

「未来へ紡ぐOURL(あわの水会議)
設立」

2017.10

「とくしま流域水管理計画」策定

治水の上に利水が成り立つ

徳島県の吉野川流域では、豊かな水と流域一帯の肥沃な土壌が阿波藍をはじめとする文化をはぐくんできたものの、古くから浸水被害にも苦しまれてきました。那賀川流域でも、洪水や渇水に長年にわたって見舞われ、水に関わる労苦の歴史が積み重ねられてきました。

また、県内では、人口構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動などにより、更に深刻な洪水や渇水の発生が懸念されるなど、水問題は、新しい局面を迎えており、新たな次元の水管理が求められています。

このような背景を踏まえ、「治水の上に利水が成り立つ」との考えの下、英知を結集した総合的な水管理に総力を挙げて取り組むため、2016年に「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」が制定されました。

「とくしま流域水管理計画」は、同条例に基づき、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するため、県民、事業者、教育機関、学識経験者や行政機関等と連携して、流域の自然的、歴史的、社会的、文化的な特性を重視しつつ、県下全域における水管理に関する計画として

2018年に策定されました。

流域全体を包括した新次元の水管理

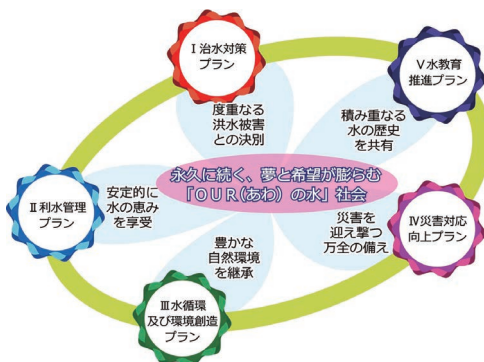
水管理計画では、歴史を踏まえて、目指すべき流域の将来像を「永久(とわ)に続く、夢と希望が膨らむOURL(あわ)の水」社会とし、これを実現するため、条例で定めた治水、利水、水循環及び環境、災害対応、水教育の5つの柱ごとに様々な施策を流域水管理プランとしてとりまとめています。

水管理の視点としては、「まちを創る」、「人を育てる」、「活力を生み出す」の3つの視点を持って、「新次元の水管理」を展開することが掲げられています。

施策を展開し、将来像を実現するために、「県民総ぐるみ」で取り組む推進体制が構築されています。その中心となるのが、「未来へ紡ぐOURL(あわ)の水会議」で、県民、事業者、教育機関、行政等の多様な主体がメンバーとなり、連携強化を図っていくものとしています。この会議は、協議会、委員会、懇談会など、多様な会議体から構成されることも特徴となっています。

また、多様な主体と連携した取組を推進するため、リバーアドプト制

度、かわ普請、とくしま協働の森づくり事業など、徳島県における既存の制度も上手に活用するとともに、利水サポート団体認定制度など新しい取組も行っています。



「とくしま流域水管理計画」の5つの将来目標の実現に向けた対応策を「流域水管理プラン」として推進



今も残る洪水時の避難用の上げ舟

流域マネジメント、ここが「鍵」

「鍵」その1 流域水管理条例で基本 理念を共有

「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」では次の3つの基本理念が示されています。

● 県民の安全・安心が確保できる強靱な県土づくり

● 治水対策を最優先とし、県民が健全な水循環の恩恵を最大限に享受できる社会づくり

● 水教育を推進し、流域全体で総合的かつ一体的に取り組む水管理また、基本理念に則った県民、水利利用者及び水利使用者の役割や県の責務を定めるとともに、知事は、流域における水管理を総合的かつ計画的に推進するため、県全域及び規則で定める流域ごとに流域水管理計画を県民、学識経験者、関係行政機関その他の関係者の意見を反映させ

定めるものと規定されています。さらに、6月5日を「徳島県水防の日」とすることも定められました。

基本理念の実現に向けて推進する

施策は、治水、利水、水循環及び環境災害対応、水教育の5つの柱で構成され、次のとおり定められています。

● 生命を守ることを最優先とした事前防災・減災対策

● 戦略的な水利用及び異常渇水への事前対策

● 健全な水循環と多様な生態系の保全・回復のもとでの流域づくり・まちづくり

● あらゆる災害を想定して強靱な県土づくりによる防災能力の向上

● 治水・利水の歴史や水循環の重要性等に関する水教育の推進
これらは、県が目指す新次元の水管理の羅針盤となっています。



「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」の施行を記念し開催されたフォーラムのパンフレット

「鍵」その2 「協働の森づくり事業」

徳島県では「徳島県地球温暖化対策推進条例」（現在は、「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」と「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例」が

2009年4月に施行され、これに伴う森林・林業部門での取組として2009年6月より「とくしま協働の森づくり事業」がスタートしました。高い環境意識を持つ企業や団体が、パートナーシップ協定に基づき県内の未整備森林の整備に必要な経費の一部を「緑の募金（使途限定募金）」として負担しています。

降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化・安定化させるかん養機能をもつ森林の面積が、徳島県で

は79%を占めており、このような豊かな森林を回復・維持する継続的な活動により、かん養機能の保全が期待されています。この協働の森づくり事業は、「とくしま流域水管理計画」における水のかん養機能の維持・向上に向けた施策としても位置付けられています。

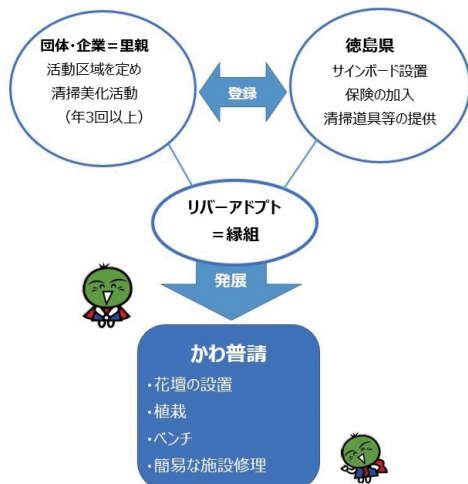
また、企業や一般の家庭から排出する二酸化炭素のうち、自身で削減できない部分を間伐や植林などの森林整備により埋め合わせる「カーボンオフセット」の仕組がモデル的に組み入れられています。さらに、森づくりイベントが、地域交流の場として活用されています。2020年2月時点では、158の企業・団体が参加しています。



「とくしま協働の森づくり事業」の紹介パンフレット

「鍵」
その3

に、企業・団体が清掃美化活動を行う制度です。活動は延長100メートル以上、年3回以上実施することになっており、参加すると、対象区間に各団体の名称を表示するサインボードが設置され、ゴミ袋等が提供されます。



また、清掃活動からさらに進んで住民による地域のための河川環境づくりができるかわ普請事業の取組も行われています。

「鍵」
その4

●国、県及び市町村が取り組む節水及び渇水対策への協力

●節水及び渇水対策に必要な器具、



① 国、県及び市町村が取り組む節水及び
漏水対策への協力

例) 行政とともに取り組む積極的な啓発活動

国県市町村の「打ち水」

② 節水及び漏水対策に必要な器具、資材
又は設備の保管及び提供

例) 持ちうる器具等を用いて、節水及び
漏水対策に協力

支線水栓に
ポンプアップ

幹線水栓に
ポンプを設置

③ 節水、漏水対策及び再生水等の利用に関する情報又は資料の収集及び提供、調査研究
並びに知識の普及啓発

例) 勉強会や研究会などを通じた普及啓発

例) 「全日本中学生 水の作文コンクール」
などを通じた普及啓発

表彰、県民ホール展示

表彰、居民水一儿展示

水管理における 将来の展望

「徳島県の人と水との関わりと歴史」と「水管理における現状と課題」を踏まえ、徳島県が目指すべき流域の将来像を、「永久（とわ）に続く、夢と希望が膨らむ『OUR（あわ）の水』社



水辺で

会」としています。この水管理計画は2018年12月に策定されたばかりですが、目指すべき将来像を実現するため、条例で定めた「治水」、「利水」、「水循環及び環境」、「災害対応」、「水教育」の5つの柱毎に具体的な将来像を掲げ、それぞれの将来像に向けて実施する施策を推進しています。また、2015年9月にSDGs（持続可能な開発目標）が国連で採択されたことを踏まえ、施策の推進により、SDGsの目標達成に近づくとともに、持続可能な社会の実現にも寄与していくことが取組の効果として期待されます。